

提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領

令和4年6月24日制定

(目的)

第1条 鳥取県委託事業「鳥取県ロボット協働人材育成業務」の一環である「提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修」は、鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が、製造業に関わる企業（以下「企業」という。）に自動化機器・ロボットシステムを提供するロボットシステムインテグレータ（以下「S I e r」という。）を育成するため、専門知識を有する人材（以下「専門家」という。）を講師として、研修場所を提供する企業（以下「モデル企業」という。）において研修を行うことで、より実践的な研修とし、もってS I e rとしての課題解決力・提案力を向上させることを目的とする。

(主管部署)

第2条 この育成研修に係わる主管部署は電子・有機素材研究所とする。

(研修の対象分野)

第3条 この育成研修の対象は県内ロボットS I e r企業の技術者とする。

(受講生)

第4条 受講を希望するS I e r（以下「受講生」という。）は公募により募集するものとする。
2 募集人数は最大で10人とする。
3 所長が必要と認めた場合は、予算を超えない範囲で募集人数を増やすことができるものとする。

(受講生の要件)

第5条 受講生は、所属先の所在地が県内にある場合に応募することができるものとする。

(モデル企業)

第6条 モデル企業は公募により募集するものとする。
2 募集社数は最大で2社とする。
3 所長が必要と認めた場合は、予算を超えない範囲でモデル企業数を増やすことができるものとする。

(モデル企業の要件)

第7条 モデル企業は、次の全ての要件を満たす場合に応募することができるものとする。
(1) 企業の所在地が県内にあること。
(2) 事業の対象分野が電子、有機材料の分野、機械・金属の分野、食品開発及び発酵生産の分野のいずれかであること
(3) 社内にS I e rが存在せず、生産効率化の課題を有するが自社では解決困難であること。

(研修の回数及び日数)

第8条 研修回数は、モデル企業1社につき、専門家事前下見1回、事前座学1回、現場実習1回、改善案作成実習1回、中間報告会1回、提案前報告会1回、報告・意見交換会1回を原則とする。

(研修の人数)

第9条 受講人数はモデル企業1社につき最大5名までとする。

(実施の期限)

第10条 本研修実施の期限は令和5年2月28日までとする。ただし、研修費用の累計が予算の範囲を超える場合は、以後の研修を実施しないこととする。

(受講の参加申込み)

第11条 本研修の受講を希望するS I e rは、センターホームページで公開する申込フォームで申し込

みを行う。

- 2 本研修のモデル企業を希望する企業は、センターホームページで公開する申込フォームで申し込みを行う。
- 3 所長はモデル企業の申込が適当と認めるときは、モデル企業決定通知書（様式第2号）によりモデル企業に決定通知を行う。
- 4 所長は受講生の申込が適当と認めるときは、受講生決定通知書（様式第3号）により受講生に決定通知を行う。
- 5 所長は、前項及び前々項の規定によりS I e rの受講とモデル企業の受講が適当と認めるときは、研修を行う専門家を決定し、講師依頼書（様式第1号）により専門家に講師依頼を行う。

（受講の研修参加費）

第12条 受講生は、1人につき、4,000円の研修参加費をセンターの請求に基づき支払わなければならない。

2 第1項の規定により支払われた研修参加費は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) センターの責めに帰する理由により提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修を中止したとき
- (2) その他所長が特別の理由があると認めたとき

（経費の負担）

第13条 研修に要する経費として、センターは専門家に旅費と謝金を支払うものとする。ただし、第16条の規定により事業を中止した場合、派遣中止後の謝金を支払わないものとする。

（守秘義務）

第14条 講師依頼を受諾した専門家と受講生は、この事業において研修成果以外に知り得た一切の情報を秘密として扱い、センター及びモデル企業への書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) センター又は企業から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に開発したことが書面により立証できるもの

2 モデル企業は、第18条に規定する提案書及び報告書について、センター及び受講生への書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示又は漏洩してはならない。

（損害賠償）

第15条 受講生又はモデル企業又は専門家の故意又は過失によりセンター又は受講生又はモデル企業又は専門家又は第三者に損害を与えたときは、受講生の所属する企業又はモデル企業又は専門家がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第17条により派遣を中止するときにおいて、センター、受講生、モデル企業及び専門家はそれぞれが中止により受けた損害については、互いにその責めを負わない。

（事業の中止）

第16条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修を中止することができるものとする。

- (1) 天災その他やむをえない事由により研修の実施が困難となった場合
- (2) 研修の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
- (3) 受講生又はモデル企業又は専門家が研修の中止を求めた場合

（提案書及び報告書）

第17条 受講生は、専門家の指導の下、モデル企業の抱える課題に対する提案書（任意様式）を作成し、センターに提出するものとする。

2 センターは、前項の規定により提出された提案書を、提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修報告書（様式第4号）により、報告・意見交換会の終了後2週間以内にモデル企業に提出するものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

講師依頼書

番 号
令和 年 月 日

(講師予定者 職・氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長

提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領に基づき、ロボットシステムインテグレータ（S I e r）の育成のため、専門家として下記のとおり講師を依頼しますのでご承諾いただきますようお願いいたします。ご承諾の折りには、別紙承諾書に記入押印の上、ご返送くださるようお願いいたします。

記

1 指導対象者

会社名 職 名前

2 モデル企業

住所

名称及び代表者氏名

3 内容

①講師事前下見（3時間程度）

②事前座学（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）

③現場実習

④改善案作成実習

⑤中間報告会（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）

⑥提案前報告会（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）

⑦報告・意見交換会（日時は後日調整 3時間程度）

・改善案作成実習後から報告・意見交換会までは適宜、提案書作成に係る研修生への指導・助言をお願いします。

全体で3か月程度

4 研修日時および場所

① 令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで（場所名）

③ 令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで（場所名）

④ 令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで（場所名）

5 報酬 円を支払います。

6 旅費 当センターの規定により支払います。

7 その他 提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領に準拠して行ってください。

別紙1

承 諾 書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長 様

令和 年 月 日付第 号で依頼のあった講師依頼について、提案型ロボットシステム
インテグレータ育成研修実施要領で規定する条件で承諾します。

令和 年 月 日

所 属

職・氏名

印

別紙2

振込依頼書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長 様

令和4年 月 日付第 号で依頼のあった講師依頼に係る経費については、下記口座に振込み願います。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

(印)

金融機関名 _____ 本支店名 _____

口座区分 普通 ・ 当座 _____

口座番号 _____

フリガナ

口座名義 _____

様式第2号

提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修 モデル企業決定通知書

番 号
令和 年 月 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長

令和 年 月 日付けで申し込みのあった提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修について、提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領第11条第3項に基づき（※受け入れしない場合 第11条第3項に基づき）、下記のとおりモデル企業として決定しましたので通知します。

記

1 研修日時

現場実習 (令和 年 月 日 時 分 から 時 分まで)
講師事前下見 (日時は後日調整の上連絡します。3時間程度)
報告・意見交換会 (日時は後日調整の上連絡します。3時間程度)

2 受講生

(所属・職・氏名)

3 講師

(所属・職・氏名)

※受け入れしない場合

1 受け入れ

モデル企業の受け入れを行わない。

理由

のため

ロボットシステムインテグレータ育成研修 受講生決定通知書

番 号
令和 年 月 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長

令和 年 月 日付けで申し込みのあった提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修について、提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領第11条第4項に基づき（※受け入れしない場合 第11条第4項に基づき）、下記のとおり受講生として決定しましたので通知します。

記

1 受講生

(所属・職・氏名)

2 研修内容

- ①事前座学（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）
 - ②現場実習（令和 年 月 日 時 分 から 時 分まで）
 - ③改善案作成実習
 - ④中間報告会（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）
 - ⑤提案前報告会（ウェブ）（日時は後日調整 2時間程度）
 - ⑥報告・意見交換会（日時は後日調整 3時間程度）
- ※②、⑥については（モデル企業名）で行う。

3 講師

(所属・職・氏名)

※受け入れしない場合

1 受け入れ

受講生の受け入れを行わない。

理由

のため

様式第4号

提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修報告書

番 号
令和 年 月 日

(モデル企業の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長

提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修について、提案型ロボットシステムインテグレータ育成研修実施要領第17条第2項に基づき報告します。

記

1 研修日時

現場実習 (令和 年 月 日 時 分 から 時 分まで)
報告・意見交換会 (令和 年 月 日 時 分 から 時 分まで)

2 受講生

(所属・職・氏名)

3 講師

(所属・職・氏名)

4 内容

別紙のとおり